

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許（地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る。）を受けた者が取得した一定のローカル5G設備に対する、固定資産税の課税標準に係る特例措置について、廃止する。		
関係条文	地方税法附則第15条第37項、地方税法施行令附則第11条第43項、地方税法施行規則附則第6条第79項及び第80項		
増収見込額	[平年度] 0 （単位：百万円） [改正増減収額] 0 （単位：百万円）		
廃止又は縮減の理由	本税制はローカル5Gの導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。		

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置

○ローカル5Gの活用用途が産業用・公共用に収れんしたこと、5G基地局の整備が予定よりも順調に進んでいること、技術革新により多様な通信手法が生まれていることなどもあり、本特例措置が対象としているローカル5Gの利用は十分な広がりには欠け、直近の本特例措置も十分に活用されているとはいえない状況を踏まえ、見直しを行った結果、本特例措置を廃止する。